

平成 26 年度における事業者によるダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年 1 回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を市長に報告することを義務づけられています。

平成 26 年度において市内で報告義務のある大気排出基準適用施設 3 施設（2 事業所）ありましたが、3 施設から測定結果の報告があり、全ての施設が排出基準に適合していました。

平成 26 年度 ダイオキシン類測定結果

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	ダイオキシン類(排出ガス)			ダイオキシン類(燃え殻)			ダイオキシン類(ばいじん)			備考
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	
1	門真市クリーンセンター	門真市深田町 19 番 5 号	1	H26.10.22	0.22	1	H26.8.18	0.0058	-	H26.8.18	0.42	-	No.4 廃棄物焼却炉 燃え殻、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしている。
2			2	H26.9.24	0.0067	1	H26.6.25	0.080	-	H26.6.25	0.95	-	No.5 廃棄物焼却炉 燃え殻、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしている。
3	美馬建設(株)	門真市島頭 3 丁目 10 番 15 号	3	H26.9.29	0.27	5	H26.9.30	0.58	3	H26.9.4	0.32	3	